

## 8. 奨学金制度

### ●とりたん奨学金（出願時申請・給付型）

専攻科生の勉学を支援するために、人物、学業ともに優秀で経済的な援助を必要とする学生に対して、授業料相当額またはその半額を支給します。国際文化専攻の場合は最大2年間支給します。ただし、2年に進級する時点で、継続希望者は改めて所定の手続きをし、審査を受けます。この奨学金は、返済の必要はありません。

この奨学金を希望する人は専攻科試験選考一次または二次を受験してください。入学願書を提出する際、本奨学金の願書を一緒に提出してください。願書一式は、鳥取短期大学 入試広報課まで請求してください。

### ●とりたん社会人奨学金（申請不要・給付型）

社会人の勉学を支援するために、**AO方式社会人選考で入学したすべての社会人**に対して、年間20万円の奨学金を支給します。国際文化専攻は最大2年間支給されます。ただし、2年に進級する時点で、継続希望者は改めて所定の手続きをし、審査を受けます。この奨学金は、返済の必要はありません。

### ●とりたんファミリー支援（出願時申請・入学金免除型） ※鳥取短期大学卒業および卒業見込みの場合は対象外

家族（兄弟・姉妹・親子〔2親等内〕）が鳥取短期大学あるいは鳥取看護大学に同時に入学または在籍する場合、経済的負担を軽減するために、入学金（13万円）を免除する制度です。出願時に家族が鳥取短期大学の本科または専攻科あるいは鳥取看護大学に在籍しているすべての入学予定者に対して、入学金を免除します。

また、同一家族が2人以上で鳥取短期大学の本科または専攻科あるいは鳥取看護大学に同時に入学する場合は、2人目以降の入学金を免除します。申請対象者はすべての選考において専願の受験者です。

この支援制度を希望する人は、入学願書を提出する際、本支援制度の願書を一緒に提出してください。願書一式は、鳥取短期大学 入試広報課まで請求してください。

### ●とりたん同窓会支援（出願時申請・入学金免除型） ※鳥取短期大学卒業および卒業見込みの場合は対象外

鳥取短期大学同窓会組織である「白鳥会」の基金による支援制度です。本学の卒業生（「白鳥会」会員）の家族（兄弟・姉妹・親子〔2親等内〕）が本学へ入学する際、人物・学業ともに優秀で、経済的援助を必要とする学生に対して、審査により入学金（13万円）を免除します。申請対象者は専願の専攻科試験選考一次受験者です。この制度を希望する人は、入学願書を提出する際、本支援制度の願書を一緒に提出してください。願書一式は、鳥取短期大学 入試広報課まで請求してください。

### ●とりたん後援会奨学金（入学後申請・給付型）

入学後、学費支弁者に不測の事態が生じ、経済的理由によって修学に困難が生じた場合、鳥取短期大学後援会より奨学金（年間54万円または27万円）が支給されます。この奨学金は、返済の必要はありません。詳しくは、鳥取短期大学 学生課までお問い合わせください。

### ●とりたん同窓会奨励金（入学後審査・支給型）

勉学や課外活動等に積極的に取り組み優れた成果をあげている学生に対して、審査により、鳥取短期大学同窓会「白鳥会」より図書カード3万円が支給されます。詳しくは、鳥取短期大学 学生課までお問い合わせください。

### ●日本学生支援機構奨学金（入学後申請・貸与型）

人物・学業ともに優れ、かつ健康であって、経済的理由により修学に困難があると認められる学生で、同機構の定める基準に合格した人には同機構より奨学金が貸与されます。詳細については、鳥取短期大学 学生課までお問い合わせください。

<貸与額（月額）>

種 別	貸 与 月 額
第一種奨学金（無利子）	20,000円から上限月額（自宅通学：53,000円 自宅外通学：60,000円）までの1万円単位の金額の中から選択
第二種奨学金（有利子）	20,000円から120,000円までの1万円単位の金額の中から選択

### ●その他の奨学金

交通遺児育英会奨学金、あしなが奨学金、鳥取県育英会奨学金、島根県育英会奨学金、母子・父子福祉資金など、各都道府県および諸団体法人等で運営している奨学金があります。詳しくは、鳥取短期大学 学生課までお問い合わせください。

※鳥取短期大学を卒業し、試験選考によって専攻科へ進学する予定の外国人留学生は13ページ「(11)留学生のための減免制度・奨学金制度」をご覧ください。